



特別法犯少年・触法少年（特別法）の概要

過去10年間の特別法犯少年・触法少年（特別法）の検挙・補導状況の推移は次表のとおりです。

令和7年の特別法犯少年の検挙・補導人員は24人で、前年に比べて3人減少となり、触法少年（特別法）は1人で、前年に比べて15人減少しました。

近年、大麻等の薬物事犯は横ばいで推移していましたが、麻薬等取締法の改正により、令和6年12月から新たに大麻等の施用が規制の対象となり、令和7年では同違反での検挙・補導人員が増加しています。

法令別	年別	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年比
麻薬等取締法 (R6以前は旧大麻取締法の検挙・補導人員)			6	3	2	3	7	5	3	2	12	10
覚醒剤取締法		1			1	2						
銃砲刀剣類所持等取締法		4	1	1	4	2			2	2	2	
軽犯罪法		8	2	1	3	5	12	9	2	27		△27
迷惑防止条例		2		1		2	4	4	5	1	2	1
青少年保護育成条例		5	3	3	4	5	3	8			1	1
児童買春・児童ポルノ禁止法			4	5	1	4	3	2	3	10	7	△3
児童福祉法					2	1						
その他の法令		2	6	2	2	9	7	2	8	1	1	
合計		22	22	16	19	33	36	30	23	43	25	△18

★ 法令別状況

※表中の「△」は減少を示します。

麻薬等取締法違反が12人で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法違反が7人、迷惑防止条例違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反がそれぞれ2人、青少年保護育成条例違反が1人、その他の法令違反が1人となっています。

その他の法令は、ストーカー規制法違反でした。

★ 学職別状況

有職少年が15人で最も多く、次いで、中学生が4人、高校生が3人、無職少年2人、その他の学生等が1人等となっています。

法令別	学職別	小学生以下	中学生	高校生	その他の学生等	有職少年	無職少年	合計	R6	増減
麻薬等取締法 (R6は旧大麻取締法の検挙・補導人員)					1	9	2	12	2	10
覚醒剤取締法										
毒物及び劇物取締法										
銃砲刀剣類所持等取締法				2				2	2	
軽犯罪法									27	△27
迷惑防止条例			1			1		2	1	1
青少年保護育成条例						1		1		1
児童買春・児童ポルノ禁止法			3	1		3		7	10	△3
児童福祉法										
その他の法令						1		1	1	
合計			4	3	1	15	2	25		
R6		1	23	11	2	5	1		43	
増減		△1	△19	△8	△1	10	1			△18

※表中の「△」は減少を示します。